令和２年８月３１日

令和３年度予算編成留意事項

企画総務部長　岡田　和彦

予算編成方針に基づき、以下の点に留意し編成すること。

１．歳出構造の改革

（１）「まちづくり総合プラン」の推進

・第６次総合計画に掲げる都市像の実現に向けて、基本的には各施策を推進すること。ただし、アクションプログラムのローリング（見直し）にあたっては、「災害からの復旧・復興と災害に強いまちづくり」及び「新型コロナウイルス感染症対策と地域経済の活性化」を最優先課題として、限られた行政資源を重点投下する観点から、計画している事業の一部先送りや休廃止等を検討すること。

・部局を越えた横断的な視点で類似・重複事業の整理や統合を行い、効率的な事業構築を図ること。

（２）経常経費の抑制

・災害復旧及び新型コロナウイルス感染症の対応業務を最優先させ、予算要求の事務作業の負担を極力減らす観点から、枠配分については前年度同額とする。しかしながら、枠配分以外の経費の増加や、財政計画（令和２年２月作成）において見込まれる財源不足を圧縮するため、予算編成過程の中で、予算要求内容について精査を行う。

・災害復旧・復興など喫緊の課題に対応するための人員体制の確保の観点から、不急の事業の一部先送りや休廃止等について検討すること。

・職員数が引き続き減少することに加え、世代交代が急速に進むことも踏まえて、ＲＰＡの導入など業務量や経費の縮減につながる取組みに要する経費については、費用対効果を検証した上、別枠で予算要求できるものとする。

（３）公共施設の適正な維持管理及び総量抑制

・公共施設維持管理計画（令和元年度改定）の目標である施設総量（延床面積）の２割縮減に向け、廃止・売却・統廃合とされた施設については検討を着実に進めること。

（４）総人件費の抑制

・簡素で効率的な行政運営の継続のため、「職員配置適正化方針２０２０」に掲げる事務事業の見直し（会計年度任用職員の活用、事業のスクラップ＆ビルド、ＩＣＴの活用、民間活力の導入、組織機構見直し等）を推進すること。

（５）増加する社会保障費への対応

・適正給付の推進、保健センターを拠点とした健康づくり事業の推進、後発医薬品使用の促進、健診受診率の向上などにより、社会保障費の適正化に努めること。

２．公債費の抑制

・新規の市債発行額（過疎対策事業債の７０％、臨時財政対策債及び災害復旧事業債を除く）を、当該年度の市債の元金償還額以内とする。

・過疎対策事業債については、交付税措置が有利であるものの、３０％は市の負担であることから、事業の必要性の検証や事業費の削減を図ること。

３．基金残高の確保及び活用

・全ての基金について、基金の内容に応じた更なる有効活用を行うこと。

４．特別会計の健全化

・介護保険会計や水道事業会計などの特別会計は、保険料や使用料で運営していくことが基本であり独立採算を徹底すること。

５．財源の確保

（１）自主財源の確保

・市税をはじめとした自主財源を確保するため、地域産業の振興策と企業誘致を積極的に展開し雇用の場を確保するとともに、魅力あるまちづくりに向けた投資を行い、移住定住など将来的に地域活性化につながる取組みについても検討すること。

（２）その他の財源の確保

・災害からの復旧・復興経費に係る財源については、国・県補助を最大限活用できるように国・県と十分協議を行うこと。

・ふるさと納税の推進については、庁内の横断的な連携を強化し、これまで以上の寄付獲得に努めるとともに、寄付金を財源として様々な施策の充実を図ること。

・企業版ふるさと納税制度については、まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進及び企業とのパートナーシップの構築のため、積極的に活用を図ること。

・幅広い活用が可能な社会資本整備総合交付金及び地方創生推進交付金などについては、各部・各課の所管にとらわれず、様々な活用方策を検討すること。

６．国等施策への対応

・新型コロナウイルスの影響が長期化・深刻化していることから、国の経済対策などが実施される場合に備えて、前広に事業の検討を行うこと。